令和８年４月１日　改正家族法（令和６年法律第 33 号）施行！
弁護士実務の指針となる必携書



Q&A 改正家族法と弁護士実務

事例で考える親権・監護・養育費・親子交流等

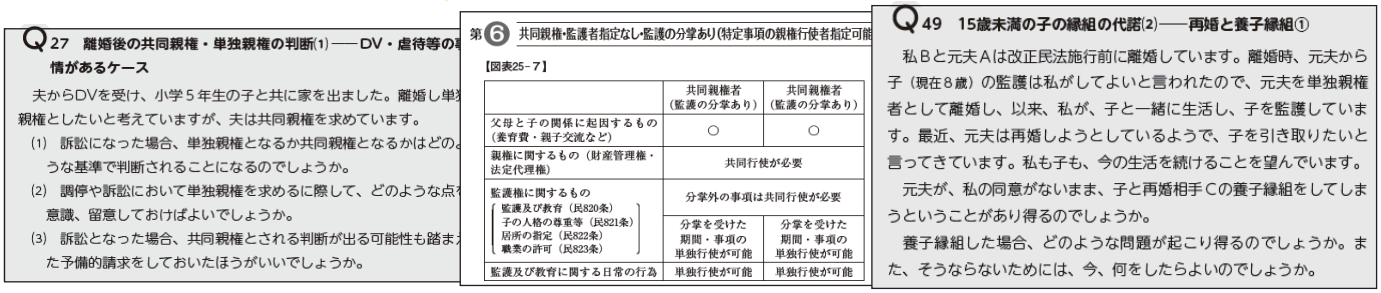
日本弁護士連合会家事法制委員会 編

2026 年 3 月刊　A5 判　476 頁　定価 6,600 円（本体 6,000 円）978-4-8178-5051-5　商品番号：41023　略号：家族弁

●改正前後の実務を整理し、親権・監護権・養育費・親子交流等の新ルールを、Q＆A 形式で体系的・具体的に解説。

【内容見本】

具体的事例で弁護士に求められる対応・留意点がわかる



Q27　離婚後の共同親権・単独親権の判断(1)――DV・虐待等の事情があるケース

夫からDVを受け、小学５年生の子と共に家を出ました。離婚し単独親権としたいと考えていますが、夫は共同親権を求めています。

(1) 訴訟になった場合、単独親権となるか共同親権となるかはどのような基準で判断されることになるのでしょうか。

(2) 調停や訴訟において単独親権を求めるに際して、どのような点を意識、留意しておけばよいでしょうか。

(3) 訴訟となった場合、共同親権とされる判断が出る可能性も踏まえた予備的請求をしておいたほうがいいでしょうか。

第6　共同親権・監護者指定なし・監護の分掌あり（特定事項の親権行使者指定可能）

【図表25-7】

	共同親権者（監護の分掌あり）	共同親権者（監護の分掌あり）
父母と子の関係に起因するもの（養育費・親子交流など）	○	○
親権に関するもの（財産管理権・法定代理権）	共同行使が必要	
監護権に関するもの（監護及び教育（民820条）、子の人格の尊重等（民821条）、居所の指定（民822条）、職業の許可（民823条））	分掌外の事項は共同行使が必要	
	分掌を受けた期間・事項の単独行使が可能	分掌を受けた期間・事項の単独行使が可能
監護及び教育に関する日常の行為	単独行使が可能	単独行使が可能

Q49　15歳未満の子の縁組の代諾(2)――再婚と養子縁組①

私Bと元夫Aは改正民法施行前に離婚しています。離婚時、元夫から子（現在８歳）の監護は私がしてよいと言われたので、元夫を単独親権者として離婚し、以来、私が、子と一緒に生活し、子を監護しています。最近、元夫は再婚しようとしているようで、子を引き取りたいと言ってきています。私も子も、今の生活を続けることを望んでいます。

元夫が、私の同意がないまま、子と再婚相手Cの養子縁組をしてしまうということがあり得るのでしょうか。

養子縁組した場合、どのような問題が起こり得るのでしょうか。また、そうならないためには、今、何をしたらよいのでしょうか。

【設問抜粋】

全 57 問収録！

Q１　改正の経緯と要点
Q10　監護の分掌
Q11　急迫の事情
Q13　子を連れた別居（2）
　　――子の居所の決定に関する手続選択
Q15　日常行為の意義と例
Q16　別居中の転居・進学
Q17　共同行使すべき事項について単独行使した場合
Q18　父母それぞれが矛盾する単独行使をする場合
Q19　特定事項の親権行使者指定
Q20　監護の分掌と親子交流
Q23　協議で離婚後の子の養育について定める場合――養育計画
Q26　親権と監護権
　　――共同親権に合意しているが子の居所について争いがある場合
Q30　親権者変更（共同→単独）
Q31　親権者変更（単独→共同）
Q32　協議離婚の届出と親権者指定
Q33　嫡出でない子（認知）の場合
Q35　法定養育費（総論）
Q36　養育費の不請求合意と債務者の資力が乏しい場合の対応策
Q37　一般先取特権（総論）
Q40　執行手続における債権者の負担軽減（ワンストップ化）
Q41　婚姻している父母の別居中の親子交流の規定の趣旨、内容
Q42　父母以外の親族との交流の規定の趣旨、内容
Q45　親子交流の試行的実施の要件、効果
Q47　離縁後の親権者の定め
Q49　15 歳未満の子の縁組の代諾（2）――再婚と養子縁組①
Q54　削除された規定――夫婦間契約の取消権、離婚原因

日本加除出版
営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061
営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00
X（旧 Twitter）@nihonkajo
www.kajo.co.jp
日本加除出版ＨＰ